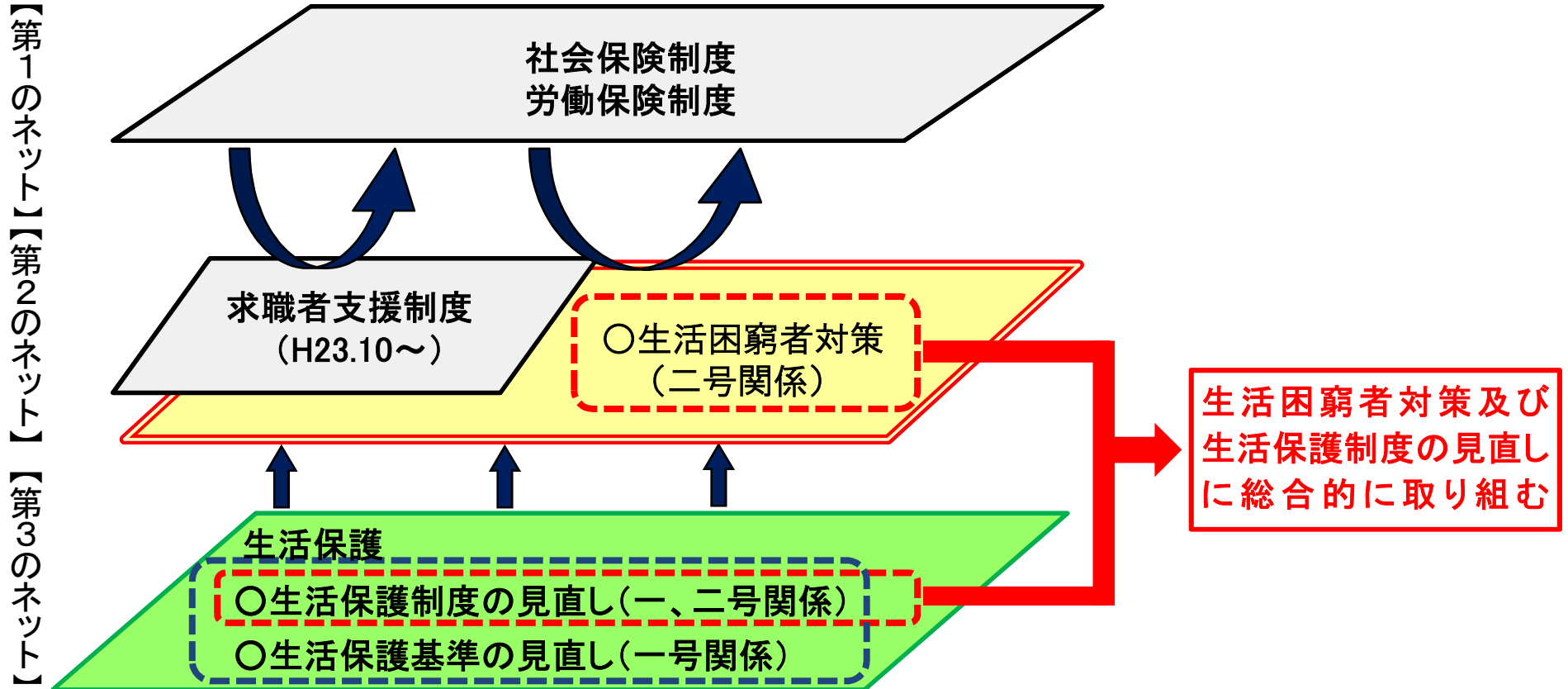


取扱嚴重注意

# 生活保護制度の見直しについて

# 生活保護制度の見直しの全体像

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



## 【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

## 1. 生活保護法の改正

### 〈ポイント〉

支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、以下の見直しを実施（次期通常国会に法案提出を検討）

- ①不正・不適正受給対策の強化（地方自治体の調査権限強化、罰則の引上げ等）
- ②医療扶助の適正化（指定医療機関制度の見直し等）
- ③生活保護受給者の就労・自立の促進（就労自立給付金（※）の創設等）

※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給

## 2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

### 〈ポイント〉

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るため、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施（次期通常国会に法案提出を検討）

- ①生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- ②離職により住まいを失った人等に対して家賃相当を有期で支給
- ③利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設
- ④生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施 等

## 3. 生活保護基準の見直し

### 〈ポイント〉

以下の考え方により生活保護基準の見直しを実施（平成25年度予算編成過程で検討）

- ①年齢・世帯人員・地域差による影響の調整
- ②前回（平成20年）の見直し以降の物価の動向の勘案
- ③必要な激変緩和措置の実施

# 生活扶助基準額の見直しの考え方

## ①今回の基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整

## ②前回見直し以降の物価の動向を勘案

### ＜物価動向を勘案する理由＞

- ・ 前回の見直し(平成20年)以降、基準額は見直されていないが、その間、デフレ傾向が続いている。このため、実質的な購買力を維持しつつ、客観的な経済指標である物価を勘案して基準額の見直しを行う。

### ＜物価動向を勘案する起点＞

- ・ 前回の検証の結果を踏まえた上で、当時の政府の判断として、平成20年度以降の基準を据え置くことが妥当とされたことから、物価動向を勘案する起点は平成20年以降とする。

## ③激変緩和措置

### ＜基準の見直し幅の上下限の設定＞

- ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅は、過去の類例等を参考に、±10%を限度とする。

### ＜基準の見直しの段階的实施＞

- ・ 生活扶助基準額の見直しは、平成25年度から、3年間をかけて段階的に実施する。

# 世帯類型ごとの基準額

※今回の検証で参照した平成21年全国消費実態調査の個票データの分析に基づく。

## 【現行の基準額と今回の検証結果を勘案した基準額を比較した場合】

世帯類型	①現行基準額を適用した場合の平均値	②検証結果を完全に反映した場合の平均値(注1)	検証結果の影響(②/①)
夫婦子1人	約15万7千円	約14万3千円	92%
夫婦子2人	約18万6千円	約15万9千円	86%
高齢単身(60歳以上)	約7万3千円	約7万7千円	105%
高齢夫婦(60歳以上)	約10万6千円	約10万8千円	102%
単身(20~50代)	約7万8千円	約7万7千円	98%
母子世帯(18歳未満の子1人)	約13万9千円	約13万1千円	95%

## 【見直し後の基準額】

③見直し後基準額を適用した場合の平均値(注2)	検証結果の影響(③/①)
約14万4千円	92%
約16万9千円	91%
約7万1千円	97%
約10万3千円	97%
約7万4千円	94%
約12万9千円	93%



※現行の基準額は、消費実態と比べた場合、単身世帯より多人数世帯、高齢者より若年者の方が相対的に乖離が大きい傾向があり、その影響によって上記のような結果となっている。

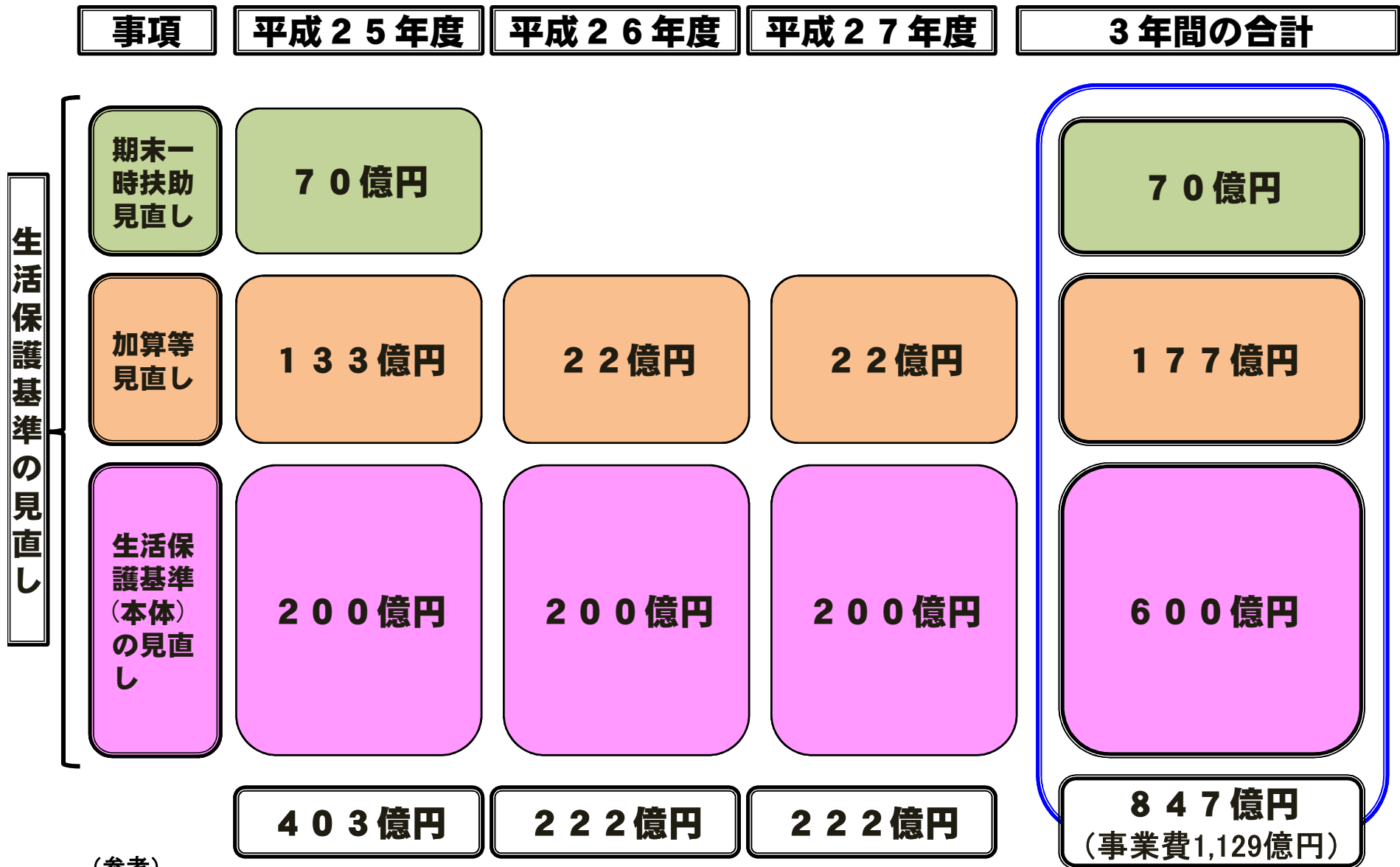
(注1) 今回の基準部会における検証結果である年齢・世帯人員・地域差による影響を完全に調整した場合。

(注2) 年齢・世帯人員・地域差による影響の調整を1/2とし、平成20年から23年の物価動向を勘案した場合。(世帯ごとの増減幅は最大10%とした上で、平均値を算出。)

(注3) 基準額はいずれも児童養育加算、母子加算、冬季加算を含む。

(注4) 児童養育加算は平成21年当時の児童手当制度によるが、直近の制度でも①と③の差は変わらない。

# 生活保護基準の見直しによる財政効果



(参考)

	25年度要求額	うち生活扶助費
生活保護負担金	29,313億円	10,169億円

## 生活扶助基準の見直しの施行時期について

### <考え方>

- 今回の生活保護基準の見直しについては、システム改修、地方自治体への周知徹底に要する期間等について、見極める必要がある。
- なお、施行が遅れると、その分、25年度の財政効果が縮減されることになる。

## 今後のスケジュール案

1月18日 生活保護基準部会で報告書とりまとめ

1月23日 社会保障審議会特別部会で報告書とりまとめ予定

### 〈参考〉

①生活保護制度の見直しについて

②生活困窮者対策について

③生活保護基準の見直しについて

社会保障審議会  
生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会  
(平成24年4月～)

社会保障審議会生活保護基準部会  
(平成23年4月～)

※具体的な生活扶助基準額の見直しについては、生活保護基準部会の報告書を考慮しつつ、予算編成過程で政府として判断。

1月末 25年度政府予算案閣議決定